



福岡県師会報

公益社団法人 福岡県鍼灸マッサージ師会

No.178

福岡市博多区博多駅前 4-5-12

T E L 092-461-2745 F A X 092-461-2746



Contents

◆新年挨拶	2
◆保険部より<重要>	3
◆【特集】世界水泳マスターズ水泳選手権 in 福岡ボディケア	4
◆スポーツ大会施術ボランティア	7
◆健康フェア活動	9
◆学術部より	14
◆青年部より	17



新年挨拶



福岡県鍼灸マッサージ師会の皆様へ、
新春のご挨拶を申し上げます。

新たな年が始まり、皆様にとって健康と幸福が満ち溢れる一年でありますように心からお祈り申し上げます。

新春を迎えるにあたり、私たち福岡県鍼灸マッサージ師会は、県民の皆様の健康と幸福をサポートする使命を心に持ち、一層の努力を重ねてまいります。

今年も会員の皆様にとって充実した活動と学びの機会を提供できるよう、さまざまなセミナーや研修、情報発信を企画してまいります。また、会員の皆様同士の交流を深める機会や、業界の発展に向けた情報交換の場も提供してまいります。

また今年には本会110周年の記念の年でもあり、日本鍼灸師会 全国大会を誘致いたしました。

会期は10月26-27日の日程で、福岡市中央区の電気ビル共創館の『みらいホール&カンファレンス』にて開催します。

タイトルは『原点回帰～未来に伝えたい鍼灸の技術（わざ）～』で、現代鍼灸と伝統鍼灸の両面から鍼灸治療の神髄を追求いたします。県民公開講座は『ワンヘルス』を題材に日本医師会名誉会長と日本獣医師会会長の講演を予定しております。

さらに、私たち福岡県鍼灸マッサージ師会は、地域社会への貢献も大切に考えております。地域の健康イベントにも積極的に参画してまいります。

こういった地域社会との連携を強化し、鍼灸マッサージの普及や健康への啓もう等、全力で取り組みますがマンパワー不足は否めません。周りの未入会の先生方へのお声掛け等の会員増強にご協力ください。

今年もなお一層のご支援ご協力のほど、よろしくお願いいたします。



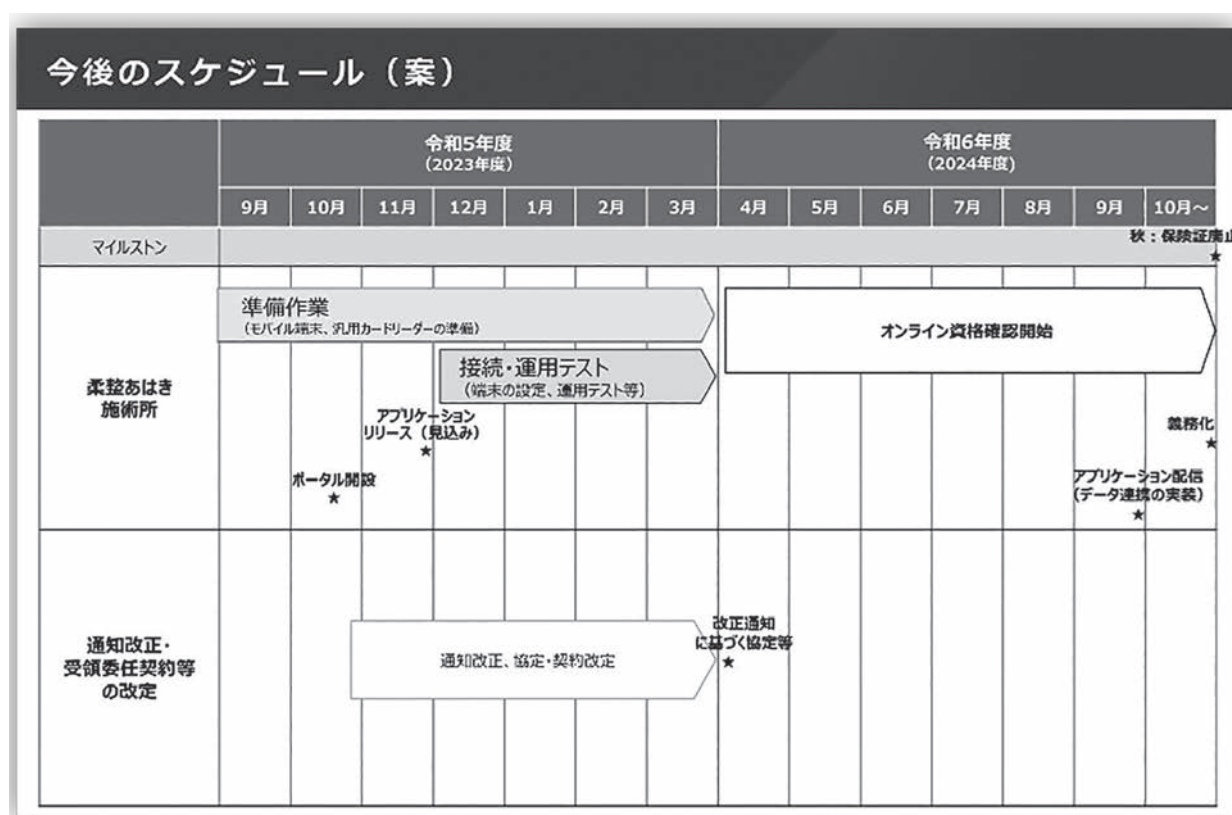
古賀 慶之助

【保険部より】〈重要〉

マイナンバーカードにおける保険証のオンライン資格確認 (資格確認限定型：あはき) について

令和6年4月（予定）よりマイナンバーカードにおける保険証のオンライン資格確認（資格確認限定型：あはき）が導入されます。

また、令和6年秋以降の保険証の廃止に伴い、あはきの療養費におけるオンライン資格確認が義務化されるように進められています。



すでにオンライン資格確認導入に向けた『施術所等向け総合ポータルサイト』が開設されていますが、現時点（12/18）ではユーザー登録は公開準備中となっており登録不可の状態です。登録が始まった際には改めて案内いたします。

登録には、施術管理者の登録記号番号・メールアドレス（ユーザーIDになる）及びパスワードの設定が必要になります。

また、登録記号番号の記載されている文書「療養費の受領委任の取扱いの承諾について」の施術管理者氏名等の記載内容に現状と相違がないか必ず一度ご確認ください。

（保険部長：瓜生 公一）

【スポーツ事業委員より】



世界水泳マスターズ水泳選手権 in 福岡 ボディケア報告

令和5年8月4日から11日にかけて、マリンメッセ福岡A館で開催された世界マスターズ水泳選手権2023九州大会において、出場選手に対し、はり・マッサージ・ストレッチ等でボディケアを行ったので報告する。



毎年、世界各地で行われている世界マスターズ水泳競技大会とは、年齢別に出場区分が分か

れ事前に予選会を勝ち抜いた、元オリンピック選手や市民選手まで幅広く参加する大会で、今回は25歳から95歳の選手、約80か国7500人の選手が参加した。

令和5年4月4日、世界水泳選手権2023福岡大会組織委員会より、世界マスターズ水泳選手権福岡大会のボディケア依頼があった。10年間福岡マラソンのボディケアを行ってきた成果ではないかと思われる。



募集方法はGoogleフォームを用いSNS、県師会HP、業団HP、柔整鍼灸新聞、全鍼師会スポーツ鍼灸マッサージ育成講習会受講者、2020東京オリンピック・パラリンピック選手村に従事した先生方、地元鍼灸専門学校と全国に広く呼び掛けた結果、北は埼玉、南は鹿児島まで全国からの鍼灸師・マッサージ師、学生95名が応募。

病欠、天候不良のため残念ながら7名の先生、学生が参加できなかったが実質87名で対応した。

ボランティア参加人数87名のうち、あはき師54名（視覚障害4名）、鍼灸養成学生33名（視覚センター2名）であった。あはき師54名の内訳は、はりきゅう師29名、あはき師17名、あはき理学療法士1名、あはき柔道整復師2名、はり師きゅう師柔整3名、あん摩師2名。

学生は、明治東洋医学院、行岡、広島LGL、福岡医療、福岡医健、天神リハビリ、鹿児島鍼灸の養成学校から参加があった。

7月2日、現地・Zoomのハイブリッド方式で、水泳競技のオリンピックに帯同経験がある内田医師、石橋医師、吉塚鍼灸師の講義、実施マニュアルの説明、清田

部長のオイルマッサージ実技など事前準備としてオリエンテーションを行った。

今回、国際大会ということでマニュアル作成、日本人用・外国人用カルテ作成、および同意書（日本語・英語）を作成。



ボディケアスペースは世界水泳で使用したドーピング検査室の個室3部屋、大部屋を使用しベッド数8台で対応。

スタッフは9時～12時、12時～15時、大会スケジュールの都合上15時～17時で終了した。

施術の流れはボディケアを受ける（あえて施術という言葉を使わない）前に同意書を読んでもらい、同意をいただいた上で選手を受付まで誘導。受付でカルテ記入の説明をした。

カルテ記載後、番号札を渡し待合スペースで順番待ち。予約をする選手もいるので、その時間にケアできるように気を配った。受付、誘導は学生がおこない、ケアスタッフに学生が付き添いベッド消毒、メーカー、カルテ記載の補助を行なった。

ボディケア内容ははり、マッサージ、ストレッチが主流で1人あたりの平均ケア時間は10分～15分とした。

競技選手の競技別と年齢は25歳から95歳枠で、50m・100m・200m自由形・平泳・背、4×50 フリーリレー、4×50 メドレーリレーで複数回泳ぐ選手も多かった。



主な症状は競技前のコンディション調整と競技後の疲労回復では異なるが、水泳選手特有の上半身・下半身の張り、肩回りの凝り感、腰痛が多かった。

中には頭痛、腹痛など整形疾患以外の訴えもあった。

ボディケア人数（外国人）は、1日目100名（46）、2日目90名（40）、3日目207名（80）、4日目265名（87）、5日目290名（75）、6日目225名（84）、7日目204名（61）、8日目156名（37）。

合計1537名（510名）で競技が中盤になると疲労が蓄積し毎日利用する選手も多くなってきた。

外国人の患者も多く、ほぼ英語で会話が出来たので英語が理解できるスタッフを受付に配置し、ケア中も片言の英語やボディランゲージを使い何とかお互い理解して対応していくうち、全く英語が理解できなかったスタッフもなんとなく理解でき、会話が成立することが面白かった。また英語があまりしゃべられない場合もポケトークや携帯の翻訳機能で事足りた。

今回の活動の総括としてボディケア期間が1週間で長かったようで短かったが、素晴らしいチームの団結力で乗り切ることができ、貴重な経験をさせてもらった。

全国から福岡に自費にも関わらず、「マスターズボディケアボランティア」という一つの目的で集まったせいか、先生、学生の皆さんとは全く面識がなかったが、以前から知っているかのような対応をしてもらい非常にやりやすかった。また、このような大きな大会に積極的に参加する学生さんの優秀さにはいつも目を見張るものがあり、今回も学生さんは受付や先生方の補助、カルテ取りの補助など、あらゆる仕事を的確にこなし、初めて出会った他校の学生ともすぐ打ち解け、協力し合う姿は現場でしか見る事が出来ず、学生さんの力が無ければ成しえなかったと言っても過言ではない。



この鍼灸業界の行く先は安泰と思えるぐらい素晴らしい働きをしてくれました。



また、今回は視覚障害を持っている先生が4名、学生が2名、いずれも福岡視覚障がいセンターの職員と学生およびOBが参加してくれました。視覚障がいというハンディキャップを持ちながら積極的に鍼、マッサージをこなしただけで即戦力となり助けてもらった。

障がいを持っていても国際大会のような大きな大会でも、志があれば何でもできると痛感した。

今回、先生方の活躍は世界中に認知され広がったと思います。今までの世界マスターズ水泳競技史上初めての事業だそうで、世界的に我々の活躍が高評価される結果となった。競技前コンディション調整で利用した数名の選手が、メダルを取れたと言ってわざわざブースに来てくれたことに感動すら覚えた。

マスターズ水泳競技史上初めての試みであったこともあり、不安とプレッシャーがあったが、SNSを通じて全ての利用者が「素晴らしい」、「よかった」、「ありがとう」の言葉が多く見られたと組織委員会から報告があり、感謝された。この結果は後日の学会等で発表し、業界全体に対して鍼灸マッサージの活用を幅広く広めたいと思う。
(スポーツ事業委員長：仲嶋 隆史)

スポーツ大会施術ボランティア

● 第10回2023福岡マラソン 令和5年11月10日～12日 ●

会場：福岡市役所ふれあい広場 志摩中央公園



▲EXPOでのケア風景

選手からは毎年楽しみに来ている、このようなサービスがあると助かる、これで完走できる感じがするなど喜んだ声が聞こえた。

第10回開催となった2023福岡マラソン。

10日、11日はEXPO、12日は福岡マラソンボディケアを福岡マラソン実行員会から依頼され、福岡スポーツ鍼トレーナー部会、福岡県師会、佐賀県師会、福岡医健スポーツ専門学校、福岡医療専門学校の学生合わせて55名で3日間活動した。

1日目は12時から20時まで213名、2日目は10時から20時まで行い308名、3日目の福岡マラソンゴール地点では260名、合計718名のランナーに対し鍼、ストレッチ、テーピング、マッサージ等ボディケアを行った。



ゴール地点でのケア風景▲

(スポーツ事業委員長：仲嶋 隆史)

スポーツ大会施術ボランティア

● 第10回市町村対抗福岡駅伝 令和5年11月19日 ●

会場：筑後広域公園



▲ランナーへのケア風景

第10回開催となった60市町村対抗福岡駅伝。

19日駅伝選手に対するボディケアを市町村対抗福岡駅伝実行委員会事務局から依頼され、福岡スポーツ鍼トレーナー部会、福岡県師会、福岡医健スポーツ専門学校、学生合わせて14名で活動した。

県下60市町村の中学生から成人男女が31キロを、タスキを繋ぎ疾走した。

ケアブースには58名のランナーに対し鍼、ストレッチ、テーピング、マッサージ等ボディケアを行った。

優勝は北九州市、2位福岡市、3位大牟田市であった。



▲ボランティア参加メンバー



▲参加ランナー

(スポーツ事業委員長：仲嶋 隆史)

【健康フェア活動】

第22回 健康21世紀福岡県大会

【日 時】 令和5年10月1日（日）

【会 場】 イオンモール福岡（福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿字老ノ木192-1）

【参加者】 松尾 創（北九州師会）、瓜生 公一（飯塚田川師会）、吉田 学（飯塚田川師会）、
定村 正之（京都師会）、酒井 厚（筑紫師会）、伊藤 由香里（筑紫師会）、
金納 敏哉（八女師会）、日野 智之（宗像糟屋師会）、中村 あゆみ

計9名

10月1日（日）伊藤、日野の2名がベッド類を運搬。8：00に現地集合し、ブース内のセッティングを参加者全員で行った。

9：00より当日の流れと施術規則等を確認した。

施術体験では「はり」「あん摩マッサージ指圧」を治療ベッド2台、イス2台で対応。

スキンタッチ体験についてはブースが狭く悩んだ結果、子どもを親に抱っこしてもらい、やり方をアドバイスしながら実施した。

配布物として「ツボセルフケアハンドブック」の小冊子、本会紹介及びアンケートQRコードを掲載したチラシを配布。



▲当日開始前のミーティング



▲受付風景



▲施術風景



▲幅広い年齢層の体験者



▲鍼灸マッサージのPRタイム

PRタイムでは、日野が壇上に上がり、ゲストのナカジーこと中島浩二氏と対談する形で本会及び本会ブースの紹介を行った。

施術体験者は途切れることなく130名を超え、限られたスペースの中、受付、施術担当スタッフにとっては大変ハードであったと思われる。

体験いただいた皆様一人ひとりに合わせたツボや養生法などをお話させていただき、症状が出てからだけでなく普段の「ケア・予防」としても、鍼・あん摩マッサージ指圧・スキンタッチが活かせるということを知っていただけた。

その後も終了ギリギリまで体験者は途切れず、16：00過ぎに終了。ブースの片づけを全員で行い、17：00に解散した。

体験者のうち、鍼・あん摩マッサージ指圧両方の希望者は10名と少ない印象であったが、啓もう活動の良い機会になった。

最後に、ご協力いただきました各師会の先生方、誠にありがとうございました。

●体験者数：133名（内訳：鍼47名、あん摩マッサージ指圧72名、両方10名）

●スキンタッチ教室参加数：4家族

（広報普及部長：日野 智之）



▲限られたスペースの中で頑張りました

【健康フェア活動】

各地域の健康フェア活動

各地域の健康フェア活動をご紹介します。

● ‘大牟田みんなの健康展’23 令和5年9月10日 ●

例年は、鍼の無料体験を行い好評いただいていたのですが、残念ながら本来の目的である、会員の施術所への来院に結びつけることができずにいました。

今回は、お金を払ってでも治療を受けたい方にターゲットを絞るため、あえて会場では施術を行いませんでした。

鍼灸に関するパンフレットを来場者に手渡し、それをきっかけに相談に乗ってほしいという方にはブースへ案内し、ゆっくりと時間をかけて相談に応じました。

パンフレットを手渡ししてお話をした方とブースで相談された方、合計30名でした。

相談に集中できたので、来場者一人ひとりに十分な時間を割くことができ、コミュニケーションをとることができたので、結果的に会員の施術所への来院につながり、新規の患者を獲得することができました。

また、人員に余裕を持たせていたので、常に1～2名が持ち場を離れるようにし、交代で会場内の様々な場所へ顔を出してくるよう指示しました。

会場内には、イベント当日は他団体のスタッフとして参加されていた方が普段来院している患者さんであったり、市の職員の方もたくさんいるので、その方々に挨拶して回ることができ、非常に意義のある普及活動ができました。

(大牟田師会長：賀久 哲也)



▲スタッフ5人で対応



▲健康相談風景

【健康フェア活動】

● 第37回古賀市健康福祉まつり 令和5年10月15日 ●



▲ベッド4台、椅子4脚を配置して臨んだ



▲受付風景

第37回 古賀市健康福祉まつりに宗像糟屋鍼灸マッサージ師会主催ではり・マッサージ体験・健康相談のブースを設け、普及活動を行った。

イベント前日午後3：00より矢津田・浦野で運搬準備、現地に搬入後、設営等の準備をおこなった。ベッド4台、椅子4脚の配置で翌日に臨むことにした。

当日、本会から坂井、蘇、日野智、穂坂、矢津田、中村、豊田、浦野、白石、山田、筑紫師会から伊藤、福岡医療専門学校学生、井上、本田が参加。(計13名)

午前9：00に集合し、ポスター等展示、当日の流れ・注意事項等の説明を行い10：00より受付開始。一人あたりの施術時間は15分程度という申し合わせでスタートした。

体験者は途切れることなく14：00で受け付け終了。(12：00～12：30昼休憩)最終的に体験者数137名(内訳：はり31名、マッサージ98名、両方8名)であった。終了後片付けをおこない、14：30に解散した。

(宗像糟屋師会長：矢津田 善仁)

【健康フェア活動】

● 大野城市健康・食育フェスティバル 令和5年11月5日 ●



▲受付と施術風景



▲スキンタッチ風景

前日11月4日(土)の夕刻に当師会役員ら3名にて、器材の搬入と会場設営。

会場は2階の健康学習室で、机や椅子を移動し、椅子3席とベッド2台のコーナーを設営し、パーティション、パネル類、予診票&アンケート用紙等のセッティングが行われた。今回もセイリン株式会社様よりディスプレイのご協力を受けた。今回はスキンタッチのコーナーも設置し、子供連れの方々にも対応した。

11月5日(日)午前9時スタッフ集合。器材などを机に設置。当日のボランティアは当師会より6名、スキンタッチ担当として会場以外からも応援をいただき、その他2名の合計9名で臨んだ。会場設営の最終チェックの後、注意事項等のミーティングを行い、午前10時より各自所定の部署につき開場。

来場者は入口の受付で予診票&アンケート用紙を受け取り、簡単な問診ののち椅子で待機、順次施術担当者のところへゆき、10分程度の体験治療のあと、アンケートに記入して退室となる。

今回は施術スペースが医師会の相談コーナーと併設となり以前より狭くなったため、あらかじめ人数を制限して体験をしてもらった。午後3時前に受付を終了し、午後3時過ぎに機材を撤収し解散となった。

総来場者数は約121名、そのうち121名分のアンケートを回収した。

(筑紫師会：伊藤 由香里)

【学術部より】

令和5年度福岡県鍼灸マ師会 研修会報告

・生涯研修会申し込み状況：69名 ※令和5年度から修了証発行には25単位必要。

～地区研修会（2区担当）報告～

日 時：令和5年6月25日（日）10時～12時

会 場：イイツカコミュニティセンター

・講 師：山川 烈先生 鍼灸師・一般財団法人ファジイシステム研究所理事長

・参加者：24名

～地区研修会（1区担当：福岡市学術衛生研修会）報告～

日 時：令和5年7月23日（日）13時～16時

会 場：福岡市鍼灸師会館（ハイブリッド開催）

・特別講演：『鍼灸師ならどう攻める？鍼一本でフレイルに挑む 5つの戦略思考』

総合医療コンサルタント黒田塾 塾長 黒田 亮太先生

・会員発表：『福岡市鍼灸師会フレイル予防冊子プロジェクトについて』

林田 弥子先生

・実技公開：『高齢者に対する鍼灸治療』 西洋的アプローチ 定村 正之先生

東洋的アプローチ 馬場 道啓先生

・会場参加者：42名（オンライン12名）

～地区研修会（3区担当）報告～

日 時：令和5年9月24日（日）13時～16時

会 場：石橋文化会館 研修室A

・『鍼灸治療のリスク管理～事故が起こったとき・起こらないための注意点～』

講演1：損害賠償保険の立場から 中野 裕治氏（全鍼師会110番補償制度担当）

講演2：鍼メーカーの立場から 藤井 康人氏（セイリン株式会社）

・シンポジウム：『私のインシデント・アクシデント』 久留米師会会員3名

・参加者：23名

～地区研修会（4区担当）予定～

日 時：令和6年1月21日（日）13時～17時

会 場：北九州市鍼灸師会事務所

・『刺さない鍼でも効果を出せる～鍮鍼治療』

養命鍼灸治療院 院長 関 功芳先生

・『食養生と鍼灸』

日本刺絡学会 刺絡鍼法基礎講習会講師 YNSA認定治療師

温和堂はりきゅう院 院長 野間 希代巳先生

～第185回福岡県鍼灸治療学会 兼 第86回生涯研修会報告～

日 時：令和5年11月25日（土）・26日（日）

会 場：福岡市鍼灸師会館（ハイブリッド開催）

◆テーマ『東洋医学で診る運動器疾患』

・特別講演／オンライン市民公開講座

『運動器疾患のみかた、西洋と東洋を繋げる』

トカゲ堂医院 院長 黒岩 弦矢先生

・実技公開1：『経絡治療的に診る運動器疾患』

小泉漢方堂鍼灸療院 院長 経絡治療学会評議員 小泉 智裕先生

・実技公開2：『中医鍼灸で診る運動器疾患』

鍼灸マッサージしょうけん治療院 院長 谷川 絹先生

・研究発表

『鍼灸と短期記憶の関連について』 福岡医療専門学校3年生

『産前産後ケアにおける鍼灸治療の実際』

福岡医療専門学校鍼灸科 専任教員 實松 沙織先生

『鍼治療後の筋出力の変化～置鍼と低周波鍼通電による比較～（仮）』

福岡医健・スポーツ専門学校 鍼灸科3年生

◆ナイトセミナー 11月25日（土）

・第一部：『明日から使える膝疾患』

・第二部：『鍼灸師学生交流会』

（公社）福岡県鍼灸マッサージ師会 青年部

・参加者：25日 32名/26日 46名 延べ 78名

（学術部長：馬場 道啓）



▲実技公開の様子（小泉先生）



▲鍼灸師学生交流会を終えて（青年部メンバー）

3区研修会報告

どうする？どうする？どうしたらいい？施術中の事故。

9月24日（日）13時半から久留米師会主催で3区研修会を開催。

『鍼灸治療のリスク管理～事故が起きた時・起こさないための注意点～』をテーマとしました。

損保会社全鍼師会110番補償制度担当の中野氏、セイリンの藤井氏を講師に招き事故の対応や、事故予防の方法など、普段の臨床では気づけ無いことを多く学びました。

最後は久留米師会のベテラン会員3名のシンポジウム『私のインシデント・アクシデント』。

長年の臨床で起こったヒヤリハットや、事故や困難を未然に防ぐ臨床の知恵など、会場からも意見が飛び出し盛り上がりました。

参加者は23名。終了後は懇親会も開催し、遠方の講師に久留米のグルメを堪能していただき、こちらも盛会となりました。

（久留米師会長：梶原 旬矢）



▲中野 裕治氏
（エル・クリエートシステム株式会社）



▲藤井 康人氏
（セイリン株式会社）



▲シンポジウムの様子

鍼灸臨床講習会報告

一穴入魂！とは言われませんでしたでしたが、あちこち施術ではなく、丹念に診断し、ここぞというツボを一つに絞り、そこに魂を込めるといふ施術を披露されたのは、大牟田師会の賀久哲也先生。

令和5年度第1回青年部臨床講習会を9/21（木）19時半から開催いたしました。

会場15名、オンライン13名（青年部含む）の参加者。

「痛くない肩こり治療 ～阿是穴を捕まえろ～」ということで、実際に3人に患者になってもらい、たくみに解説しながらのあっという間の2時間。実際に見て感じることで、得られる情報は何倍にもなるはず。講師も目の前で聞いてもらう方が熱が入りますよね。もっと会場参加を促したいです。

続いて11/25日（土）は県治療学会ナイトセミナー。

前半は「明日から使える膝疾患」として、青年部から大牟田師会・賀久、福岡市師会・岩永、久留米師会・梶原の3名が各15分ほど実技して、残り15分でディスカッション。3名ともそれぞれ一穴・散鍼・単刺と技術が異なりますが、ディスカッションでは同じような話になることが多く、これも鍼灸の面白さかと。

後半は「鍼灸師学生交流会」ということで7名程度に分かれてのグループトーク。学生でも話せるようなお題を9つ用意して、それについてそれぞれ話していくという形。各グループともに話が盛り上がったようです。時期の問題か、学生さんが少なかったのが残念。

会場22名、オンライン10名の参加でした。

今後のスケジュールを紹介すると、第2回は1/18（木）19時半から、久留米・梶原の「私が学んできた！おすすめ講習会」として「大師流小児はりから学ぶ基礎鍛錬」「スピリチュアルケア研究会から学んだ患者さんとの接し方」「スポーツ鍼部会」を紹介します。

第3回は3/21（木）19時半から、飯塚田川・吉田先生の「在宅医療で鍼灸師のできる事」として、医療・介護と連携して鍼灸師がどうなるかや包括ケアとの関わり方を、実体験をもとに講義する予定です。



▲実技の様子（賀久先生）



▲ディスカッションの様子

（青年部長：梶原 旬矢）

【お知らせ】

公印省略

5医指第2061号
令和5年12月21日

公益社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県薬剤師会長
公益社団法人福岡県病院協会长
一般社団法人福岡県私設病院協会长
一般社団法人福岡県精神科病院協会长
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
一般社団法人福岡県助産師会長
公益社団法人福岡県鍼灸マッサージ師会長
公益社団法人福岡県柔道整復師会長
一般社団法人福岡県歯科技工士会長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)
(薬務課)

令和5年度下期分の福岡県医療機関等物価高騰対策支援金の申請について

平素から、本県の保健医療介護行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、国が行う物価高騰対策（電力・都市ガス事業者への補助）等を踏まえ、なお電力・ガス等料金の顕著な影響が見られる部分について、国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用し、医療機関等へ今年度下期分の支援金を給付することとしました。

標記支援金は、医療機関等のうち物価高騰による影響を診療価格等に転嫁できない保険医療機関等（病院、医科・歯科診療所、薬局、助産所、施術所及び歯科技工所）を対象に、電気代（高圧・特別高圧）、都市ガス代、食材費の上昇に対する支援として給付します。

つきましては、下記事務局で令和5年12月25日（月）から令和6年5月31日（金）まで申請を受け付けますのでお知らせします。

申請方法等については、県ホームページに掲載していますので、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。各施設に対しては、1月中旬に個別に御案内を送付いたします。

なお、本支援金の申請書には申請者の署名又は押印が必要ですので、郵送のみの受付とさせていただきます。

また、対象とならない施設は、申請書の提出は不要であることを申し添えます。

【県ホームページ】

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/iryu-bukkakoutou-shien.html>

【問合せ・提出先】

福岡県医療機関等物価高騰対策支援金事務局

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-2-1 日本生命博多駅前ビル5F

TEL 092-643-2031 FAX 092-451-0550

福岡県医療機関等物価高騰対策支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県医療機関等物価高騰対策支援金(以下「支援金」という。)事業の実施について、必要な事項を定める。

(給付の目的)

第2条 この支援金は、コロナ禍における原油価格・物価高騰による光熱費、食材費等の負担が増える中で、保険診療等を行っている医療機関等は物価高騰の影響を価格転嫁できないことから、医療機関等に対し支援を行い、継続的に必要な地域医療を提供することを目的とする。

(事務の取扱い)

第3条 支援金事業は、福岡県から業務を委託された「福岡県医療機関等物価高騰対策支援事業事務局」(以下「事務局」という。)が事務の取扱いを行う。

(給付対象者)

第4条 支援金の給付対象者は、申請日において福岡県内の国、県、市町村又は一部事務組合等直営の施設を除く次の各号の施設(病院又は有床診療所以外の施設で低圧受電施設かつLPガス使用施設を除く。)を開設又は管理する者とする。ただし、令和6年5月1日以降に新規開設した施設(移転による開設等事業を継承している場合を除く。)は対象としない。

- 一 医療法の規定に基づき開設している病院または診療所(往診のみを行う診療所を含み、社会福祉施設の医務室を除く。)のうち、保険医療機関の指定を受けた施設(同一施設で、医科と歯科の指定を受けている場合はいずれか一方。)
- 二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づき開設している薬局のうち、健康保険法の規定に基づき保険薬局の指定を受けた施設
- 三 医療法の規定に基づき開設している助産所(出張専門を含む。)のうち、出産育児一時金等の受取代理制度等を導入している施設
- 四 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(以下「あはき法」という。)又は柔道整復師法(以下「柔整法」という。)の規定に基づき開設している施術所(出張専門を含む。)のうち、受領委任取扱い施術所の指定を受けた施設又は医療保険(療養費)の対象となる施術等を行っている施設(同一施設で、あはき法と柔整法の開設をしている場合はいずれか一方)
- 五 歯科技工士法の規定に基づき開設している歯科技工所のうち、医療保険の対象となる歯科技工物を作成している施設

(同意事項)

第5条 支援金は、次の各号のいずれにも同意し、申請書に添えて同意した旨を記載した書類を提出したものでなければ支給しない。

- 一 給付対象者の要件を満たしていること
- 二 給付のために提出した書類に虚偽がないこと
- 三 支援金を重複して申請しないこと
- 四 福岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと
- 五 虚偽が判明した場合は、支援金の返還に応じるとともに、支援金と同額の違約金の支払いに応じること
- 六 個人情報取り扱いに関して、支援金の給付手続きに必要な範囲で事務局と共有することに同意すること

(給付額の算定方法)

第6条 この支援金の額は、別表1の第1欄に定める事業者の区分に応じて第2欄に定める額を給付する。ただし、有床診療所にあつては、算出した額と電圧の種類及びガスの種類が同じ区分の無床診療所の額を比較して多い方の額を給付する。

- 2 別表1第1欄の電圧の種類及びガスの種類は、第4条に規定する施設(以下「給付対象施設」という。)が使用している種類とする。ただし、電圧の種類について、給付対象施設と同一の敷地又は建物において当該対象施設と別の事業者が一括受電し、給付対象施設が供給を受けている場合は、当該一括受電事業者の電圧の種類とすることができる。また、往診のみを行う無床診療所及び出張専業の施設は、低圧受電施設とする。

(申請期間)

第7条 支援金の申請期間は、令和5年12月25日から令和6年5月31日までとする。

(申請手続)

第8条 支援金の給付を受けようとする者は、別表2に定める書類を添えて申請書(様式1、歯科技工所については様式1-2)により書面で申請しなければならない。ただし、令和5年度に改正前の支援金の給付を受けた施設で、その申請区分に変更がない者である場合は、添付書類を省略することができる。

(給付決定の通知)

第9条 前条の規定による支援金の申請があつたときは、事務局はその内容

について審査し、福岡県が適当と認め給付決定を行った後、申請者に対し給付決定の通知を行うものとする。

(給付決定の取消)

第10条 福岡県は、支援金の申請者が、提出書類等に虚偽その他不正の行為があったと認めるときは、支援金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第11条 福岡県は、前条の規定に基づき支援金の給付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に支援金の給付を行っているときは、支援金を返還させることができる。

2 福岡県は前項に基づき支援金を返還させるときは、次の各号を支援金の申請者に通知する。

- 一 返還すべき支援金の額
- 二 返還期限

(振込不能等の取扱い)

第12条 福岡県が第9条の規定による給付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、事務局が確認等を求めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金の運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月26日から施行し、改正後の福岡県医療機関等物価高騰対策支援金給付要綱の規定は、令和5年度の支援金について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年12月20日から施行し、改正後の福岡県医療機関等物価高騰対策支援金給付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る支援金について適用し、同日前の申請に係る支援金については、なお従前の例による。

別表 1 (第 6 条関係)

1 区分			2 給付額
施設	電圧の種類	ガスの種類	
病院 有床診療所	特別高圧	都市ガス	許可病床数 (※) × 54,600 円
		LPガス	許可病床数 (※) × 53,600 円
	高圧	都市ガス	許可病床数 (※) × 21,300 円
		LPガス	許可病床数 (※) × 20,300 円
	低圧	都市ガス	許可病床数 (※) × 9,000 円
		LPガス	許可病床数 (※) × 8,000 円
無床診療所	特別高圧	都市ガス	119,400 円
		LPガス	114,700 円
	高圧	都市ガス	40,700 円
		LPガス	36,000 円
	低圧	都市ガス	4,700 円
	薬局 助産所 施術所	特別高圧	都市ガス
LPガス			73,100 円
高圧		都市ガス	32,400 円
		LPガス	30,100 円
低圧		都市ガス	2,300 円
令和 5 年 9 月 30 日以前に 開設した歯科 技工所		高圧	都市ガス
	LPガス		79,500 円
	特別高圧 又は低圧	都市ガス	9,700 円
令和 5 年 10 月 1 日以降に 開設した歯科 技工所	高圧	都市ガス	32,400 円
		LPガス	30,100 円
	特別高圧 又は低圧	都市ガス	2,300 円

※ 令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日までのいずれかの時点の許可病床数

別表 2 (第 8 条関係)

全ての申請者	振込先の通帳の写し(預金名義等が確認できるページ)
令和 5 年 3 月 1 日以降に開設した助産所	出産育児一時金等請求のための助産所コード通知の写し
受領委任払いの登録記号番号を有していない施術所	医療保険(療養費)等の対象となる施術を行っていることが確認できる書類の写し
歯科技工所	今年度に歯科技工物の作成又は加工等を行った実績が確認できる書類の写し
特別高圧又は高圧で電気を受電する施設	特別高圧又は高圧で受電している施設であることがわかる書類の写し(ビルなどの商業施設は、一括受電事業者への請求書など。)
都市ガスの使用施設	ガス料金請求書等都市ガスを使用していることがわかる書類の写し

第2回 (下期分)

令和5年度福岡県医療機関等物価高騰対策支援金

※歯科技工所は「歯科技工所への御案内」を御確認ください。

保険診療等を行っている医療機関・薬局等においては、物価高騰による光熱費、食材費等の影響を価格転嫁できないことから、上半期の支援に引き続き下半期分の支援金を給付します。

給付額

施設区分に応じた定額を給付します。(支援金の額は上期分と異なります。)

区 分	支 援 金 の 額
病 院・有床診療所	1床当たり8,000円~54,600円
無床診療所(医科・歯科)	4,700円~119,400円
薬局、助産所、施術所	2,300円~75,400円

※供給を受けている電気やガスの種類により支援金の額を決定します。

※医科・歯科診療所、薬局、助産所、施術所については、電気を高圧又は特別高圧で受電している施設、又は都市ガスを使用している施設のみが対象となります。

申請期限

支援金の申請書は下記期限までに提出してください。

令和6年5月31日(金)必着

申請方法

郵送のみの受付となります。

申請書(署名または押印が必要)に添付書類を添えて下記事務局まで提出してください。

今年度、上期分の支援金の給付を受けた施設で電圧やガスの種類及び振込口座等に変更がない場合は、申請の際の添付書類を省略できます。

留意事項

申請に当たっては以下の事項に御留意ください。上半期分の申請は終了したため受け付けていません。

- 医療機関・薬局は、保険機関コードが必要です。(同一施設で医科と歯科のコードを有している場合は、いずれか一方の申請になります。)
- 国、県、市町村又は一部事務組合等直営の医療機関等は対象になりません。
- 社会福祉施設内の医務室(診療所)は対象になりません。
- 施術所は、受領委任取扱いの登録記号番号又は医療保険(療養費)の対象となる施術を行っていることが確認できる書類が必要です。
- 柔道整復とあはきを併設している施術所は、いずれか一方の申請になります。
- 電気を特別高圧又は高圧で受電する施設は、電気ご使用量のお知らせ等電圧の種類が確認できる書類の写しが必要です。
- ビルなどで特別高圧又は高圧で一括受電した後に受電する施設は特別高圧又は高圧の施設としますが、そのことが確認できる書類の写しが必要です。
- 都市ガスを使用している施設は、そのことがわかるガスご使用量のお知らせ等の写しが必要です。
- 令和6年5月1日以降に新規開設した施設(移転による開設等事業を継承している場合を除く。)は対象になりません。

お問い合わせ・提出先

福岡県医療機関等物価高騰対策支援金事務局

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-2-1

日本生命博多駅前ビル5階

☎092-600-2031 FAX092-451-0550



音声コード

給付額及び提出書類一覧 *申請前に必ずご確認ください

今年度、上期分の支援金の給付を受けた施設で電圧やガスの種類及び振込口座等に変更がない場合は、申請の際の添付書類を省略できます。

下期分のみを申請する施設は、電気及びガスのご使用量のお知らせ等は令和5年10月分から令和6年4月分のいずれかの月の写しを提出してください。

区分	電気	ガス	給付額	提出書類
病院 有床診療所	特別高圧	都市ガス	54,600円×病床数	①申請書 ②電気ご使用量のお知らせ等の写し ③ガスご使用量のお知らせ等の写し ④振込先通帳（見開き1ページ目）の写し
		LPガス	53,600円×病床数	①申請書 ②電気ご使用量のお知らせ等の写し ③振込先通帳（見開き1ページ目）の写し
	高圧	都市ガス	21,300円×病床数	①申請書 ②電気ご使用量のお知らせ等の写し ③ガスご使用量のお知らせ等の写し ④振込先通帳（見開き1ページ目）の写し
		LPガス	20,300円×病床数	①申請書 ②電気ご使用量のお知らせ等の写し ③振込先通帳（見開き1ページ目）の写し
	低圧	都市ガス	9,000円×病床数	①申請書 ②ガスご使用量のお知らせ等の写し ③振込先通帳（見開き1ページ目）の写し
		LPガス	8,000円×病床数	①申請書 ②電気ご使用量のお知らせ等の写し ③振込先通帳（見開き1ページ目）の写し

※ 上記で算出した給付額と無床診療所の同区分の額を比較し、多い方の額を給付します。

区分	電気	ガス	給付額	提出書類
無床診療所	特別高圧	都市ガス	119,400円/施設	①申請書 ②電気ご使用量のお知らせ等の写し ③ガスご使用量のお知らせ等の写し ④振込先通帳（見開き1ページ目）の写し
		LPガス	114,700円/施設	①申請書 ②電気ご使用量のお知らせ等の写し ③振込先通帳（見開き1ページ目）の写し
	高圧	都市ガス	40,700円/施設	①申請書 ②電気ご使用量のお知らせ等の写し ③ガスご使用量のお知らせ等の写し ④振込先通帳（見開き1ページ目）の写し
		LPガス	36,000円/施設	①申請書 ②電気ご使用量のお知らせ等の写し ③振込先通帳（見開き1ページ目）の写し
	低圧	都市ガス	4,700円/施設	①申請書 ②ガスご使用量のお知らせ等の写し ③振込先通帳（見開き1ページ目）の写し
	薬局 助産所 施術所	特別高圧	都市ガス	75,400円/施設
LPガス			73,100円/施設	①申請書 ②電気ご使用量のお知らせ等の写し ③振込先通帳（見開き1ページ目）の写し
高圧		都市ガス	32,400円/施設	①申請書 ②電気ご使用量のお知らせ等の写し ③ガスご使用量のお知らせ等の写し ④振込先通帳（見開き1ページ目）の写し
		LPガス	30,100円/施設	①申請書 ②電気ご使用量のお知らせ等の写し ③振込先通帳（見開き1ページ目）の写し
低圧		都市ガス	2,300円/施設	①申請書 ②ガスご使用量のお知らせ等の写し ③振込先通帳（見開き1ページ目）の写し

※ 病院及び有床診療所の給付額は、入院患者に係る食材費の上昇分への支援を含みます。

※ ガスを使用していない施設（オール電化）は、LPガスの区分の給付額になります。

※ 以下の支援が行われていることから、低圧でLPガスの施設（病院・有床診療所を除く。）は本支援金の給付対象とはなりません。

- ・ 低圧の電気については、国から供給事業者を通じた支援が行われています。
- ・ LPガスについては、県が供給事業者を通じた支援を別途行っています。



音声コード

様式1（第8条関係）

第2回【下期分】令和5年度 福岡県医療機関等物価高騰対策支援金給付申請書

申請日 令和____年____月____日

事業所名

住所又は所在地

代表者氏名

印

（署名または押印）

標記について、次により支援金を給付されるよう関係書類を添えて申請する。

施設名称	
施設所在地	
担当者／連絡先	/

1. 該当する区分に○を記入してください。

<input type="checkbox"/>	①病院、有床診療所	<input type="checkbox"/>	②無床診療所	<input type="checkbox"/>	③薬局
<input type="checkbox"/>	④助産所	<input type="checkbox"/>	⑤施術所（あはき）	<input type="checkbox"/>	⑥施術所（柔整）

2. 保険機関コードを記入してください。

保険機関等コード											
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ 助産所は、出産育児一時金等請求の助産所コードを記入すること。

※ 施術所は、受領委任取扱いの登録記号番号を記入すること。

※ 登録記号番号の無い施術所は、「9999999999」を記入し、保険施術を行っていることが確認できる書類を添付すること。

3. 申請日時点における許可病床数を記入してください。（病院、有床診療所以外は空欄で可）

許可病床数		床
-------	--	---

4. 該当する電力の受電契約に○を記入してください。

<input type="checkbox"/>	特別高圧	<input type="checkbox"/>	高圧	<input type="checkbox"/>	低圧
--------------------------	------	--------------------------	----	--------------------------	----

※上記特別高圧及び高圧の施設には、ビルなどで一括受電した後に当該施設内で受電する施設を含む。

※特別高圧または高圧で受電している施設は、そのことがわかる電気料金請求書等を添付すること。

※出張のみの施設及び提出された添付書類で特別高圧又は高圧受電施設と判断できない場合は、低圧受電施設とします。

5. 都市ガスを使用している施設は下記に○を記入してください。

<input type="checkbox"/>	都市ガスを使用している。〔都市ガスを使用していることがわかるガス料金請求書等を添付すること。〕
--------------------------	---

6. 裏面の同意事項に同意する場合は○を記入してください。

同意事項	<input type="checkbox"/>	【重要】記入がない場合、給付できない場合があります。
------	--------------------------	----------------------------

7. 申請額 円

※申請額は裏面を御確認の上、必ずご記入ください。

8. 振込口座情報を入力してください。

金融機関名		金融機関コード				
支店名		支店コード				
預金種類		1: 普通 2: 当座 4: 貯蓄				
口座番号（左詰め）						
（フリガナ）						
取引口座名						

【重要】振込先の通帳の写し（取引口座名等が確認できるページ）を添付してください。

裏面

<p>(同意事項)</p> <p>次の各事項のいずれにも同意した者でなければ支援金を交付しない。</p> <p>① 給付対象者の要件を満たしていること</p> <p>② 給付のために提出した書類に虚偽がないこと</p> <p>③ 支援金を重複して申請しないこと</p> <p>福岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来に</p> <p>④ わたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと</p> <p>⑤ 虚偽が判明した場合は、支援金の返還に応じるとともに、支援金と同額の違約金の支払いに応じること</p> <p>⑥ 本支援金の給付手続きに必要な範囲で、県が、本支援金給付業務を委託する事業者と個人情報を含む申請者の情報を共有すること</p>

給付額及び添付書類一覧表

- 添付書類：①振込先通帳の写し
 ②電気ご使用量のお知らせ等の写し
 ③ガスご使用量のお知らせ等の写し

※ 今年度、上期分の支援金の給付を受けた施設で電気やガスの種類及び振込口座等に変更がない場合は、申請の際の添付書類を省略できます。

※ 電気及びガスのご使用量のお知らせ等は令和5年10月分から令和6年4月分のいずれかの月の写しを提出してください。

区分	電気	ガス	給付額	添付書類
病院 有床診療所	特別高圧	都市ガス	54,600円 × 病床数	①、②、③
		LPガス	53,600円 × 病床数	①、②
	高圧	都市ガス	21,300円 × 病床数	①、②、③
		LPガス	20,300円 × 病床数	①、②
	低圧	都市ガス	9,000円 × 病床数	①、③
		LPガス	8,000円 × 病床数	①

※ 上記で算出した額が無床診療所の額よりも低い場合は無床診療所の額を支給します。

区分	電気	ガス	給付額	ガス
無床診療所	特別高圧	都市ガス	119,400円/施設	①、②、③
		LPガス	114,700円/施設	①、②
	高圧	都市ガス	40,700円/施設	①、②、③
		LPガス	36,000円/施設	①、②
	低圧	都市ガス	4,700円/施設	①、③
	薬局 助産所 施術所	特別高圧	都市ガス	75,400円/施設
LPガス			73,100円/施設	①、②
高圧		都市ガス	32,400円/施設	①、②、③
		LPガス	30,100円/施設	①、②
低圧		都市ガス	2,300円/施設	①、③

※ 病院及び有床診療所の給付額は、入院患者に係る食材費の上昇分への支援を含みます。

※ ガスを使用していない施設（オール電化）は、LPガスの区分の給付額になります。

※ 以下の支援が行われていることから、低圧でLPガスの施設（病院・有床診療所を除く。）は本支援金の給付対象とはなりません。

- ・ 低圧の電気については、国から供給事業者を通じた支援が行われています。
- ・ LPガスについては、県が供給事業者を通じた支援を別途行っています。

様式1 (第8条関係)

令和5年度 福岡県医療機関等

記入例

金給付申請書

申請日 令和5年 7月 25日

必ず、署名又は
押印をお願いし
ます。

事業所名 医療法人 ○○会
住所又は所在地 福岡市博多区東公園7-7
代表者氏名 福岡 一郎



(署名または押印)

標記について、次により支援金を給付されるよう関係書類を添えて申請する。

施設名称	○○診療所
施設所在地	福岡市博多区東公園7-7
担当者/連絡先	福岡 一郎 / 092-643-0000

1. 該当する区分に○を記入してください。

<input checked="" type="checkbox"/>	①病院、有床診療所	<input type="checkbox"/>	②無床診療所	<input type="checkbox"/>	③薬局
<input type="checkbox"/>	④助産所	<input type="checkbox"/>	⑤施術所 (あはき)	<input type="checkbox"/>	⑥施術所 (柔整)

2. 保険機関コードを記入してください。

保険機関等コード	4	0	1	2	3	4	5	6	7	8
----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※ 助産所は、出産育児一時金等請求の助産所コードを記入すること。

※ 施術所は、受領委任取扱いの登録記号番号を記入すること。

※ 登録記号番号の無い施術所は、「9999999999」を記入し、保険施術を行っていることが確認できる書類を添付すること。

3. 申請日時点における許可病床数を記入してください。

許可病床数 床

電気の種類が確認できる書類を添付してください。

4. 該当する電力の受電契約に○を記入してください。

特別高圧 高圧 低圧

※上記特別高圧及び高圧の施設には、ビルなどで一括受電した後に当該施設内で受電する施設を含む。

※特別高圧または高圧で受電している施設は、そのことがわかる電気料金請求書等を添付すること。

※出張のみの施設及び提出された添付書類が特別高圧受電施設とします。

都市ガスを使用している場合は、そのことが確認できる書類を添付してください。

5. 都市ガスを使用している施設は

都市ガスを使用している。 (都市ガスを使用していることがわかるガス料金請求書等を添付すること。)

6. 裏面の同意事項に同意する場合は○を記入してください。

同意事項 【重要】記入がない場合、給付できない場合があります。

7. 申請額 円

※給付額は裏面を御確認の上、必ずご記入ください。

5. 振込口座情報を入力してください。

金融機関名	○○銀行	金融機関コード	9	8	7	6		
支店名	△△支店	支店コード	7	7	7			
預金種類	1	1: 普通 2: 当座 4: 貯蓄						
口座番号 (左詰め)	0	6	5	4	3	2	1	0
(フリガナ)	マルマルシンリョウシヨ							
取引口座名	○○診療所							

【重要】振込先の通帳の写し (取引口座名等が確認できるページ) を添付してください。

(同意事項)

次の各事項のいずれにも同意した者でなければ支援金を交付しない。

- ① 給付対象者の要件を満たしていること
- ② 給付のために提出した書類に虚偽がないこと
- ③ 支援金を重複して申請しないこと

福岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来

- ④ にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと
- ⑤ 虚偽が判明した場合は、支援金の返還に応じるとともに、支援金と同額の違約金の支払いに応じること
- ⑥ 本支援金の給付手続きに必要な範囲で、県が、本支援金給付業務を委託する事業者と個人情報を含む申請者の情報を共有すること

(給付対象者)

支援金の給付対象者は、申請日において福岡県内の国、県、市町村又は一部事務組合等直営の施設を除く次の各号の施設（病院又は有床診療所以外の施設で低圧受電施設かつLPガス使用施設を除く。）を開設又は管理する者とする。ただし、令和6年5月1日以降に新規開設した施設（移転による開設等事業を継承している場合を除く。）は対象としない。

1. 医療法の規定に基づき開設している病院または診療所（往診のみを行う診療所を含み、社会福祉施設の医務室を除く。）のうち、保険医療機関の指定を受けた施設（同一施設で、医科と歯科の指定を受けている場合はいずれか一方。）
2. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づき開設している薬局のうち、健康保険法の規定に基づき保険薬局の指定を受けた施設
3. 医療法の規定に基づき開設している助産所（出張専門を含む。）のうち、出産育児一時金等の受取代理制度等を導入している施設
4. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下「あはき法」という。）又は柔道整復師法（以下「柔整法」という。）の規定に基づき開設している施術所（出張専門を含む。）のうち、受領委任取扱い施術所の指定を受けた施設又は医療保険（療養費）の対象となる施術等を行っている施設（同一施設で、あはき法と柔整法の開設をしている場合はいずれか一方）

第19回
公益社団法人 日本鍼灸師会
全国大会 in

福岡

未来に伝えたい鍼灸の技術

原点回帰

10/26 土

令和6年

10/27 日



温故知新な内容で企画を調整中

会場：みらいホール&カンファレンス
福岡市中央区渡辺通 2-1-82 電気ビル共創館 3階・4階

懇親会 ～福岡のおもてなし～
会場：ホテルニューオータニ博多

～青年部よりお知らせ～

奇数月の第3木曜日に、「鍼灸臨床講習会」を
会場とオンラインで開催しています！

次回は令和6年3/21(木)19:30から！

飯塚田川師会、吉田 学先生

「在宅医療で鍼灸師のできる事」

ぜひご参加ください☆

オンライン参加お申し込みはこちらから >>>



公益社団法人 福岡県鍼灸マッサージ師会

〒812-0011 福岡県博多区博多駅前4丁目5番12号

TEL 092-461-2745 FAX 092-461-2746

<http://fukuokahariq-pref.org/>

令和6年1月 発行

発行責任者 古賀 慶之助